このプリントは、保存して自然災害時等に確認してください

令和２（２０２０）年７月８日

保護者の皆さま

茨木市立郡山小学校
校長　　新海　理丘

自然災害時等の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発令された場合について、次のように定めています。

【 地震発生時の措置 】

◎ **震度５弱以上の地震が発生した場合**
- 始業前に発生　→　臨時休校
- 授業中に発生　→　授業中止
（状況により学校待機、保護者へ引き渡し）

◎ **震度５弱未満の地震が発生した場合**
学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

【 気象警報発令時の措置 】

茨木市（北大阪）に**『暴風警報』または『特別警報』**が発令された場合だけ、次の措置をとります。

① **午前７時の時点で、『暴風警報』または『特別警報』が発令されている場合**
自宅待機

② **午前９時までに『暴風警報』または『特別警報』が解除された場合**
解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら登校
※給食はあります

③ **午前９時の時点で、『暴風警報』または『特別警報』が引き続き発令されている場合**
臨時休校（登校させずに、ご家庭で安全にすごすようにしてください）

※登校後に**『暴風警報』または『特別警報』**が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。